

猛暑日を考慮した工期設定について

建設業における働き方改革の一環として、夏季における猛暑日を考慮した工期設定について、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 用語の定義

◆猛暑日日数

8時～17時に暑さ指数（WBGT値）が31（℃）以上または気温が35℃以上となる時間を足し合わせた日数。

（8時～17時にWBGT値31（℃）以上、または気温35℃となる時間の合計÷8）

※土日祝日及びお盆（8/13～15）を除いて算定。

◆暑さ指数（WBGT値（湿球黒球温度））

熱中症を予防することを目的として人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標であり、①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。

2. 実施方法

（1）当初設計書

①夏季の現場作業が想定される工事について、標準工期等から算出した工期に直近5ヶ年平均の猛暑日日数を加えた日数を実工事期間として発注する。

（余裕期間等により実工事期間に猛暑日設定期間が含まれるか判別できない場合においても計上する）

②特記仕様書において、①で見込んでいる猛暑日日数を明示するものとする。

特記仕様書記載例

工期には、猛暑日を考慮した作業不能日を○日間見込んでいる。

（2）変更設計書【受注者より猛暑日日数の乖離について申し出があった場合】

①受注者は、当初見込んでいた猛暑日日数と実績に著しく乖離が生じ、かつ猛暑日により現場作業を休止せざるを得なかった場合には、天草市公共工事請負契約約款第21条に基づき、猛暑日日数の乖離状況及び現場の休止状況が分かる書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

②発注者は、受注者から猛暑日日数の乖離に伴う工期の延長について請求があった場合において、必要があると認められるときは工期を延長する。

なお、当初見込んでいた猛暑日日数が実績に満たない場合でも工期の短縮は行わない。

③猛暑日日数の実績は、熱中症予防の観点から現場のWBGT値を実測により把握することを基本とするが、管内における、環境省が公表している観測地点のWBGT値または気象庁が公表している観測所の気温を基に算出しても良いものとする。
(8時～17時にWBGT値31(°C)以上または気温35°C以上となる時間の合計÷8)
※土日祝日及びお盆(8/13～15)は除く。

④現場でWBGT値を実測する場合は、ISO 7243 (JIS Z 8504) またはJIS B 7922 に適合した黒球付きWBGT測定器により計測するものとする。

(3) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事については、当該期間の猛暑日日数は加えないものとする。

(4) 適用

令和7年(2025年)4月1日以降施行伺い決済分から適用。

※現在、施工中及び公告、指名通知済案件分の工事についても、受注者から猛暑日日数の乖離に伴う工期延長の請求があった場合は、猛暑日により現場作業を休止した日数分を工期延長可能とします。

天草市総務部契約検査課工事検査係
TEL 0969-23-1111 (内線 1382・1383)